

2015年度 JEITA紛争鉱物(コンフリクトミネラル) 調査説明会

JEITA 責任ある鉱物調達検討会



【注意事項】本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではなく、法的助言は含まれていません。本資料の内容に不正確な点や誤りがあったとしても、責任を負わないものとします。

アジェンダ

第一部

2014年度紛争鉱物調査の振り返りと責任ある
鉱物調達¹の動向 (25分)

第二部

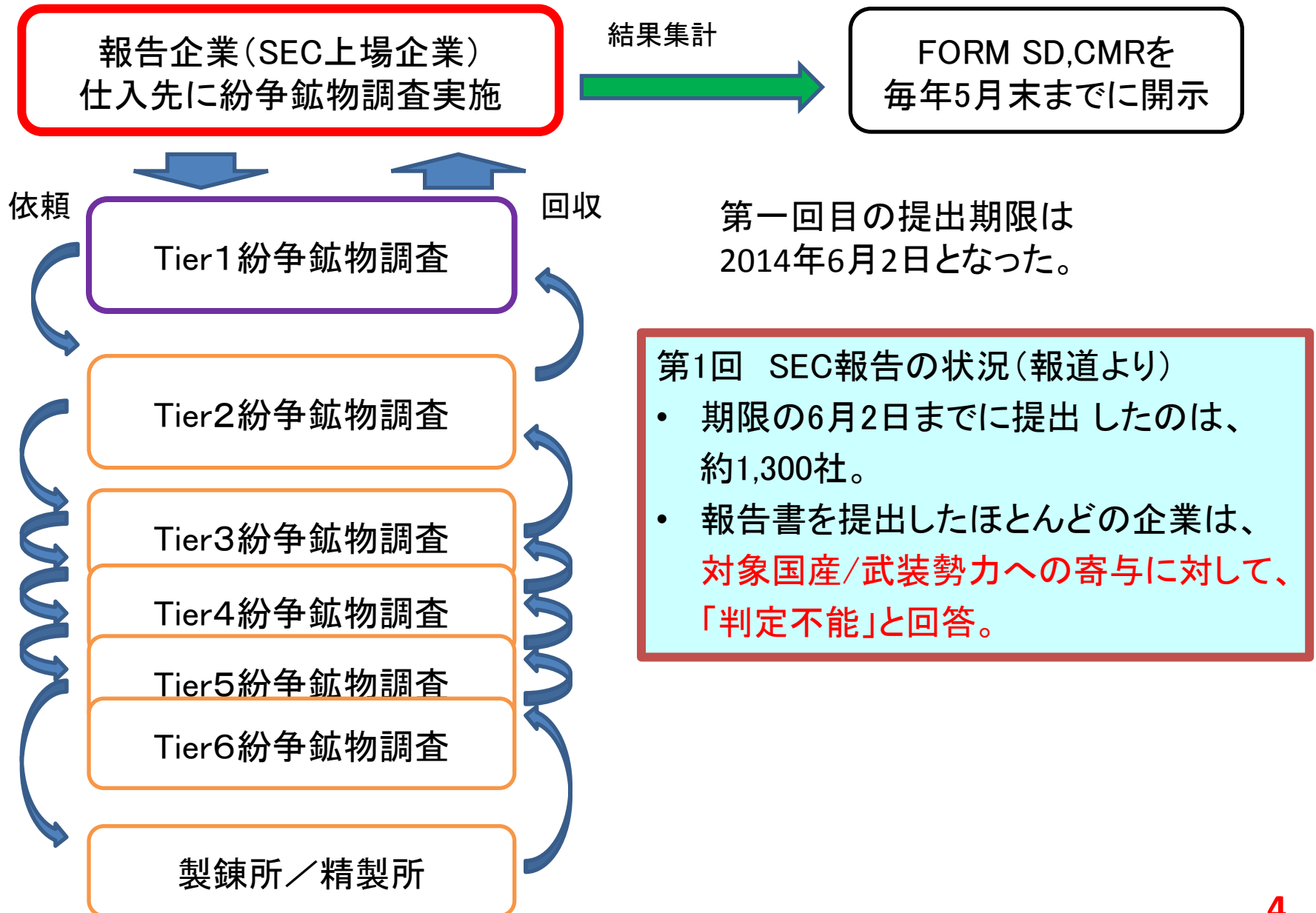
2015年度紛争鉱物調査の留意点 (30分)

質疑応答 (30分)

第一部 2014年度紛争鉱物調査の振り返りと責任ある鉱物調達

- 1. 第一回目SECに、提出された紛争鉱物報告書(CMR)**
- 2. 2013年、2014年度のCMRTによる調査結果と傾向**
- 3. 2014年度調査での課題**
- 4. CFSIにおける標準的な製錬所(SSN)情報の現状と今後**
- 5. EU規則案の動向**

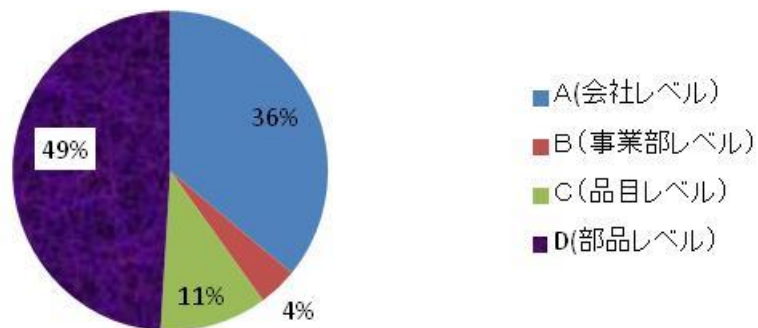
1. 第一回目SECに提出された紛争鉱物報告書(CMR)



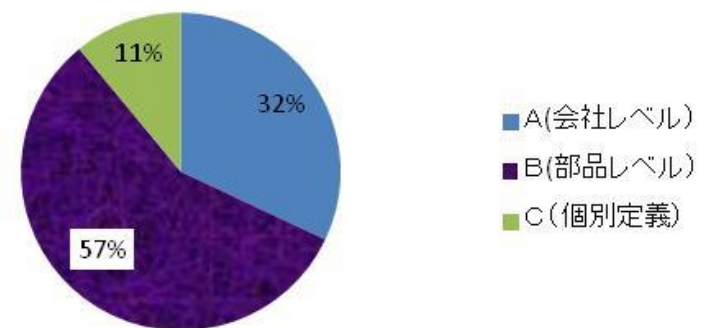
2. 2013年、2014年度のCMRT による調査結果と傾向

調査結果 申告範囲の傾向

2013年度調査
申告範囲



2014年度調査
申告範囲

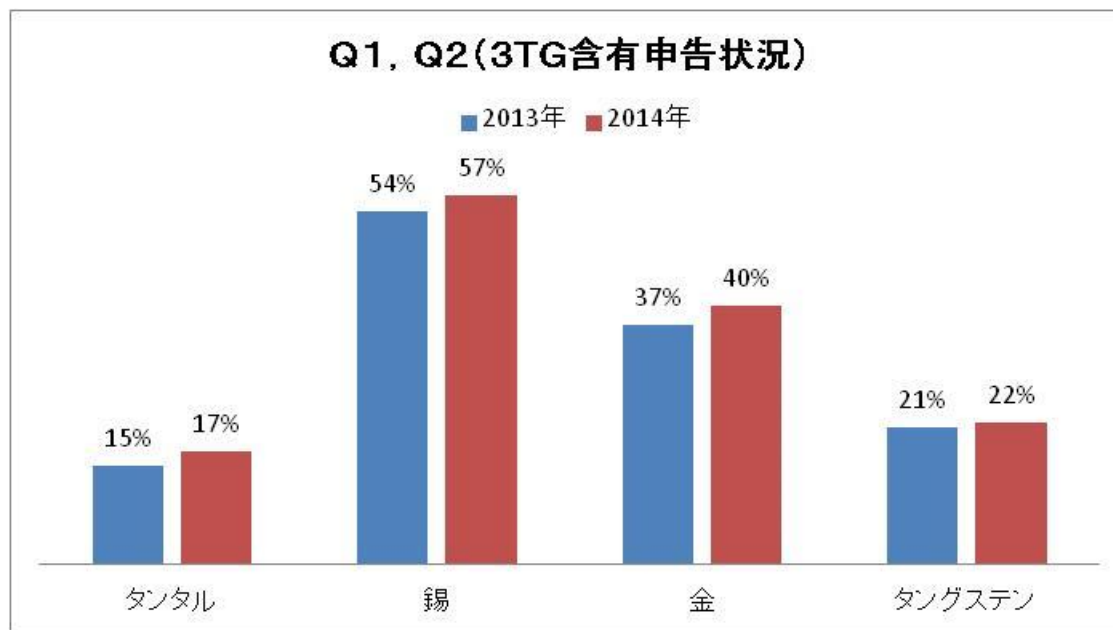


<上記結果の考察>

- 2013年度⇒2014年度でCMRTの申告範囲に対する設問数が変更となった。
2014年度の“C”の多くは事業部レベル、品目レベルと回答しているケースが多かった。
- 部品レベルでの回答は2014年度は2013年対比8ポイントUPした。
部品メーカーからの回答では部品レベルでの回答が増加傾向をしめした。
一方、モジュールメーカーの回答では会社レベルの回答が多かった。
構成パーツが少ない部品から、情報精度が向上してきているものと思われる。

2. 2013年、2014年度のCMRT による調査結果と傾向

Declaration 1)、2)回答



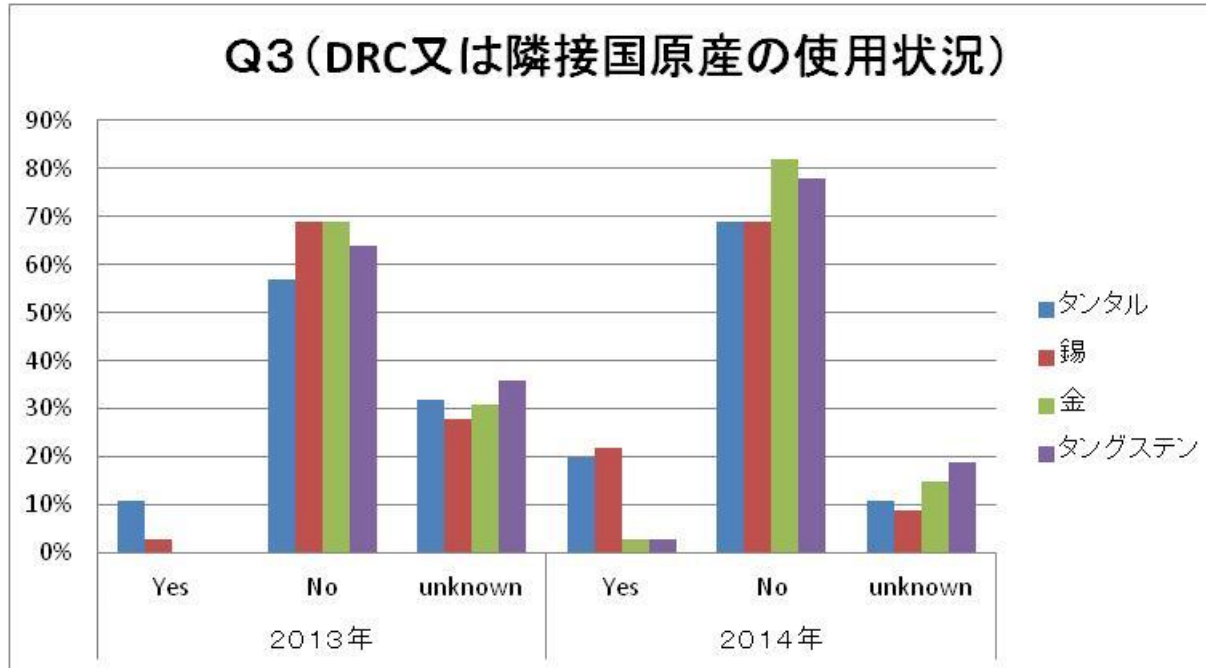
<上記結果の考察>

各金属とも2013年度対比で2014年度は3TGが含有しているという回答が若干UPした。電子部品が多いため、ハンダ、金メッキ部品が多く存在している。半導体部品の多くは3TG全て含有しているという結果であった。

尚、設問1)は製品に意図的に使用しているが、2)は製造工程の触媒などで使われているかの問いであるが、設問の意味が理解出来ていなかったのか1)と2)が同期した回答が目立った。

2. 2013年、2014年度のCMRT による調査結果と傾向

Declaration 3)回答



<上記結果の考察>

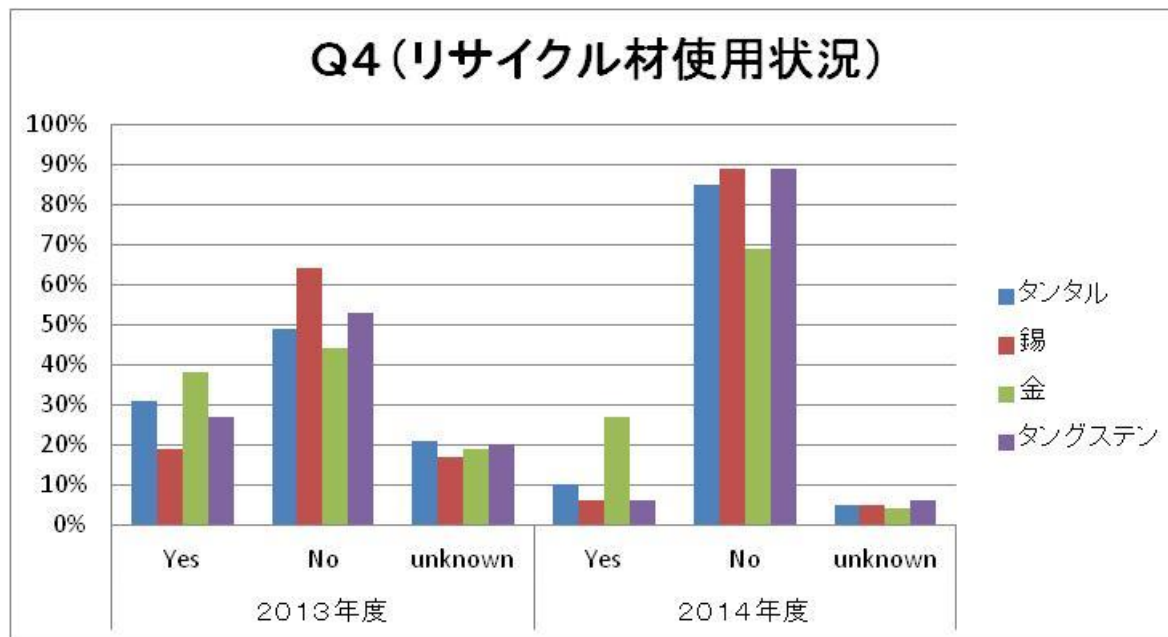
2014年度調査では設問3)のDRC又は隣接9カ国原産かどうかの質問に対して”UNKNOWN”と回答した割合が大幅に減少している。

また”YES”と回答する割合も増えてきている。

尚、”YES”と回答した際の製錬所の多くはCFSであった。

2. 2013年、2014年度のCMRT による調査結果と傾向

Declaration 4) 回答

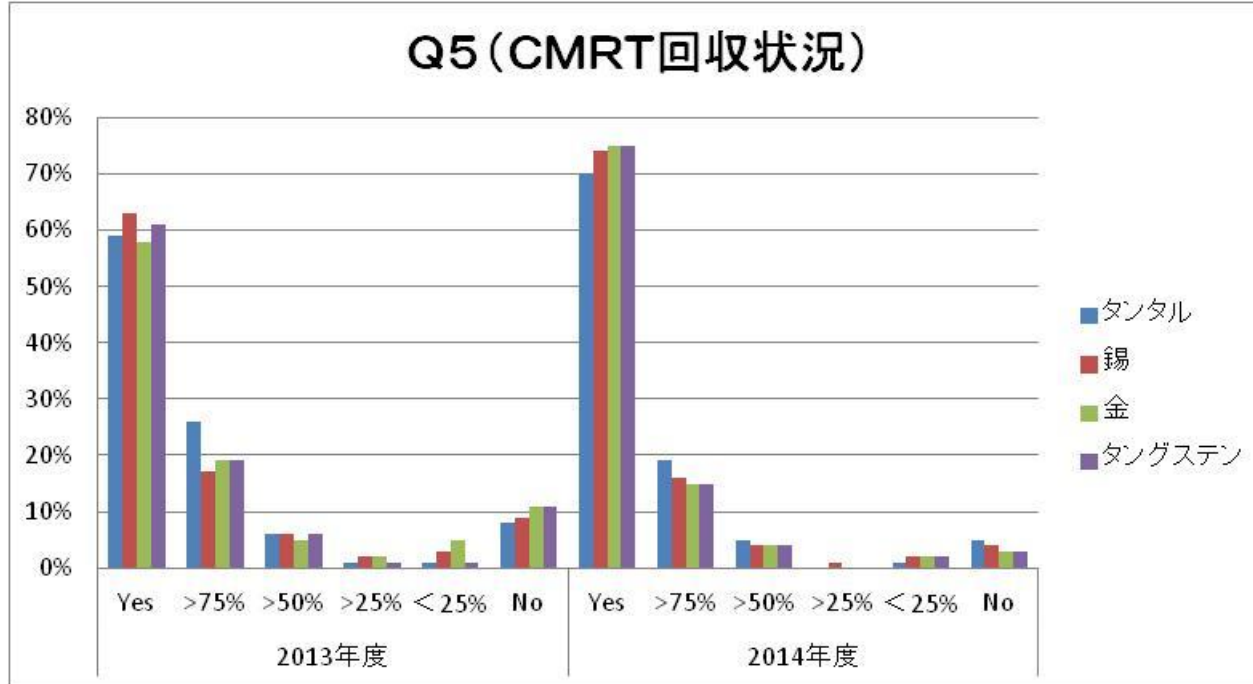


<上記結果の考察>

2014年度調査ではリサイクル材は使用していないという回答が70~80%まで伸びた。一方リサイクル材を使用しているか判らないという回答が減少しCMRTによるサプライチェーンの深堀が進んできていると思われる。

2. 2013年、2014年度のCMRT による調査結果と傾向

Declaration 5) 回答



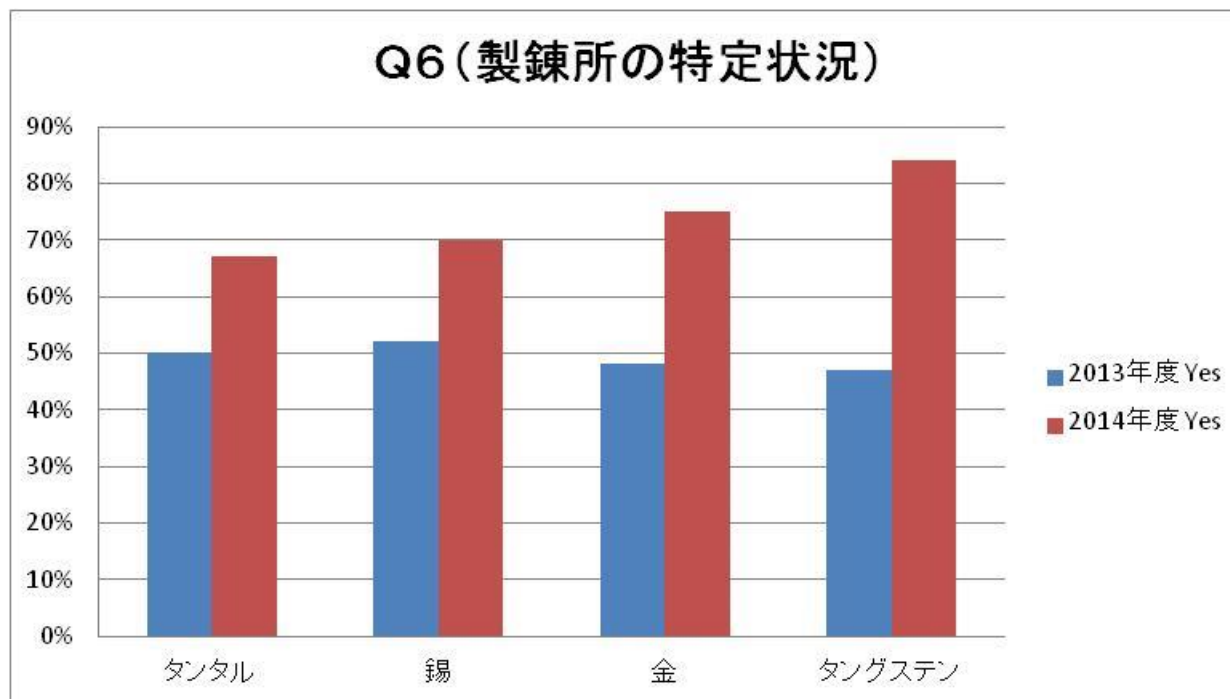
<上記結果の考察>

2014年度調査ではCMRTの回収率向上を目標としたこともあり、回収率が大幅に伸びた。

まだ100%回収できていないケースが存在するため、更に回収率を向上させていくことが必要。

2. 2013年、2014年度のCMRT による調査結果と傾向

Declaration 6) 回答



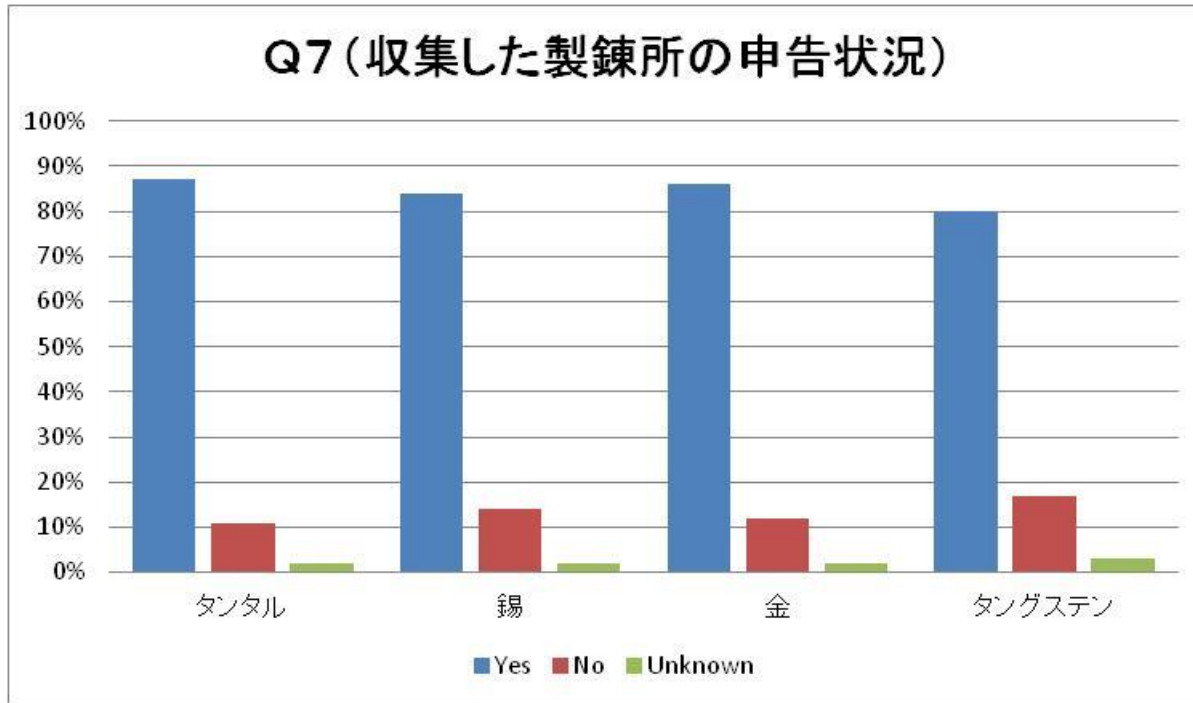
<上記結果の考察>

2014年度調査ではCMRTの回収率向上とともに製錬所の特定も求めたため特定率が伸びた。

ただ、現時点では、まだ70~80%にとどまっており100%特定に向けCMRTが確実に製錬所まで行きつくように努力する必要がある。

2. 2013年、2014年度のCMRT による調査結果と傾向

Declaration 7)回答



<上記結果の考察>

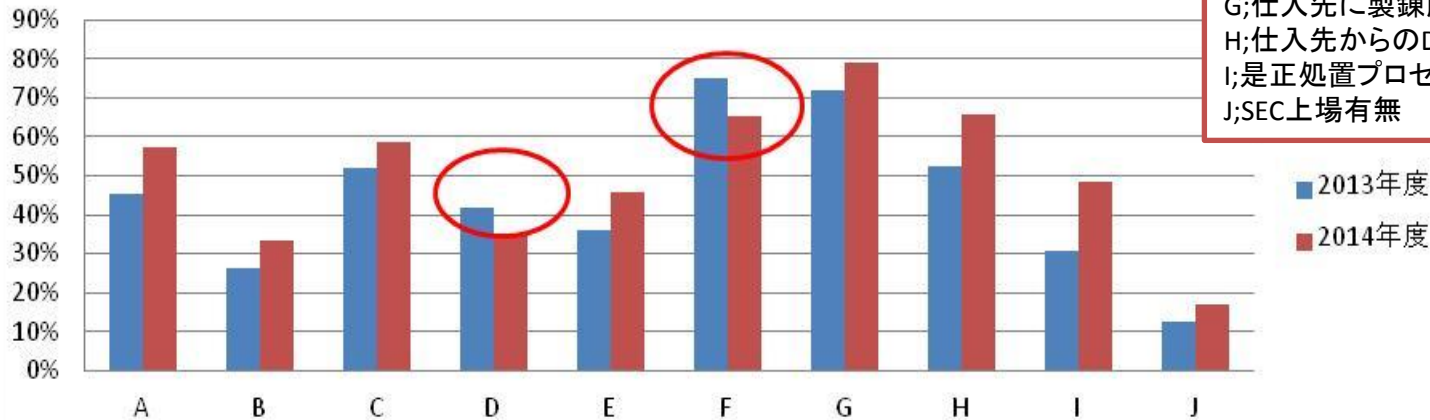
2014年度調査ではCMRTの設問にQ7(収集した製錬所情報を全て申告したか)が追加された。

調査で収集した事業者が製錬所かどうかわからないということで”NO”もしくは”UNKNOWN”と報告している仕入先も存在していた。

2. 2013年、2014年度のCMRT による調査結果と傾向

Declaration 取り組み状況の回答

紛争鉱物の取り組み設問
("YES"と回答した割合)



- A; 取り組み方針
- B; ホームページへの掲載
- C; 仕入先にコンフリクトフリーの要求
- D; 仕入先にCFS部品の調達を要求
- E; デューデリジェンスの実施
- F; IPC-1755準拠した調査
- G; 仕入先に製錬所名を明らかにするよう要求
- H; 仕入先からのDD情報を検証
- I; 是正処置プロセスの有無
- J; SEC上場有無

<上記結果の考察>

2013年度と2014年度を比較すると、概ね紛争鉱物に関する取り組みは向上している。2014年度調査での特筆すべき内容は 設問D) CFSの材料調達に関する要求割合が減少したこと。

これは、まだCFSプログラムの進行途上であり、現状を踏まえた回答をしたためと思われる。

設問F)のIPC-1755に準拠した調査に関しては、設問の意味が理解できず、“NO”としたのではないかとと思われる。

3. 2014年度調査での課題

(1) Smelter not Listedの対応について

Smelter not Listedの申告が2013年度対比 35%に激減

⇒現時点で製錬所かどうか特定できない場合は、引き続き
デューデリジェンスの実施で、情報の確度向上をお願いします。

◆CFSプログラムの目標と達成に向けて

【CFSプログラムの目指すところ】

DRC及び隣接9カ国からの鉱物調達(3TG)のサプライチェーンを透明化することにより、その地域で活動する武装勢力の資金源を断ち、地域の安定に貢献することを目的にCFSプログラムが開始された。

【それを実現するためには】

- ①川下企業はサプライチェーン調査により、正しい製錬所情報を収集する。
- ②収集した製錬所情報は独立した監査法人等により、製錬所に対してCFSプログラムへの参加促進とCFS監査でコンフリクトフリーを認証する。
- ③川下企業はコンフリクトフリー材料／部品の調達を促進する。

このサイクルの繰り返しで、期初の目標達成に向け近づけていく。

(2) Smelter Listの名寄せについて

Smelter not Listedの申告が2013年度比で35%に減少



Smelter Listに掲載されている絶対量は減少



課題

未だ重複が多く存在し、製錬所と思われない情報も含まれている。

目指したいところ

Smelter not Listed



標準的な製錬所リスト掲載



コンフリクトフリー製錬所／精製所

“名寄せ”の実施で収集情報の整理

⇒精査工数の削減

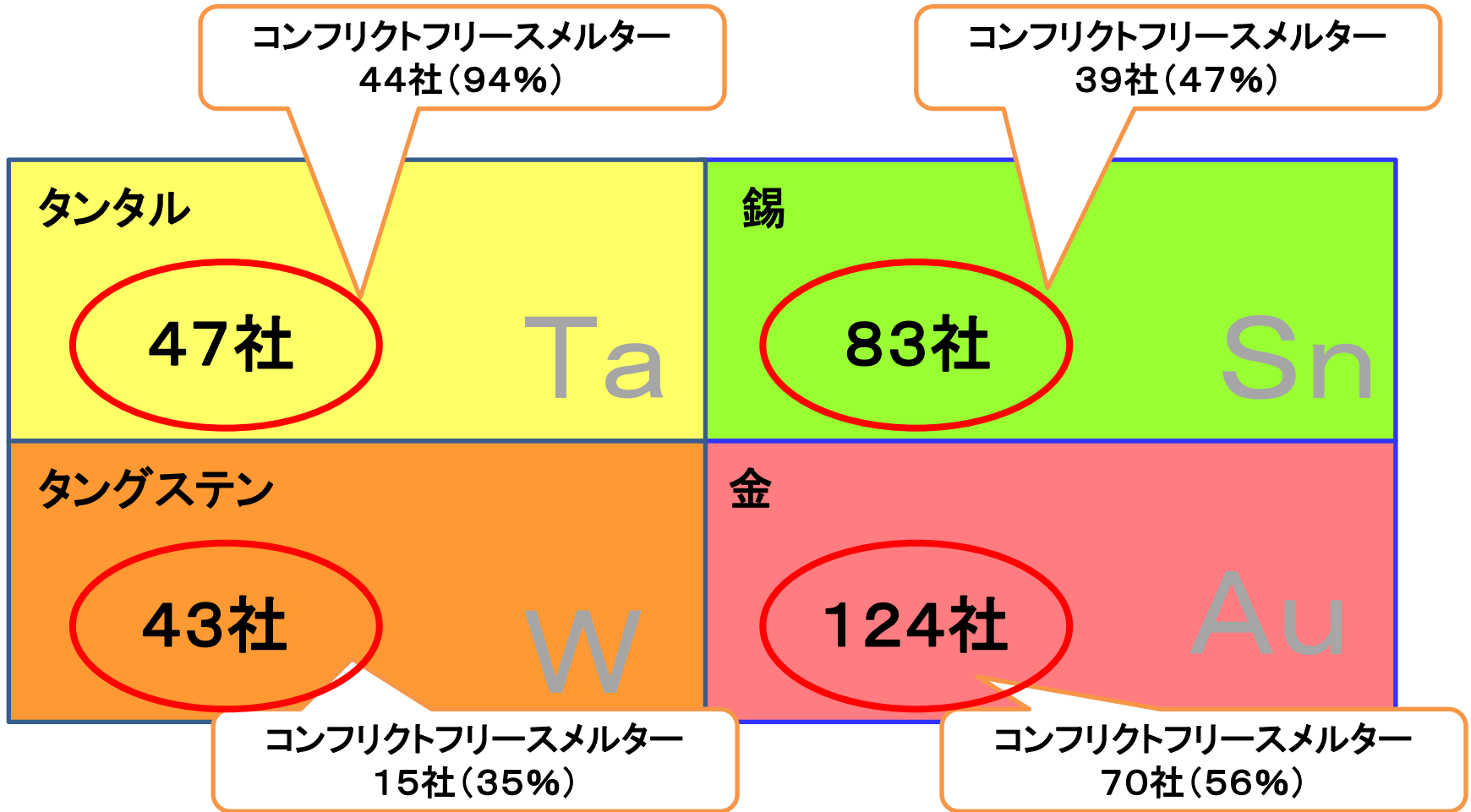
⇒デューデリジェンスの**実施**



より高いレベルの情報提供に貢献

4. CFSIにおける標準的な製錬所 (SSN)情報の現状と今後

2015年5月6日現在



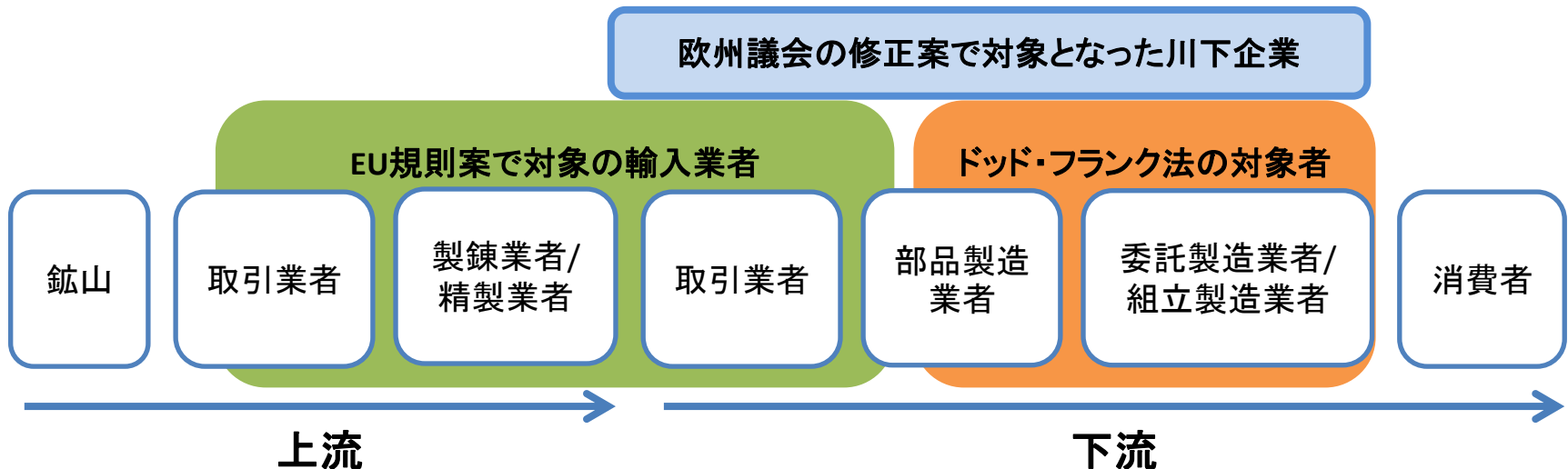
		タンタル	錫	タングステン	金
A	コンフリクトフリー製錬所／精製所	44	39	15	70
B	監査準備中／監査中	3	21	15	6
C	現在のSSN掲載製錬所・精製所	47	83	43	124
	(A+B)/C (%)	100%	72%	70%	61%

5. EU規則案の動向

(1) EU規則案の概要

- ・2014年3月欧州委員会は、規則案を含む紛争地域原産鉱物の責任ある取引に関する統合アプローチ案を公表。
- ・OECDデュー・デリジェンス・ガイダンスや米ドッド・フランク法など既存のイニシアチブを相互に補完するものとして期待される。
- ・2015年5月に欧州委員会の規制案に対して欧州議会で採択、修正案が提示された。
対象製品(3TGの鉱物・未加工金属等)
 - ・EUの輸入業者にデュー・デリジェンスを義務付け(任意⇒義務)
 - ・川下企業にSC上のリスクの特定と対応プロセスに関する情報提供を義務付け
- ・今後も、EU加盟国や欧州理事会等との協議により修正される可能性が高い。

紛争鉱物サプライチェーンの概略図



(2) EU規則案と米国ドッド・フランク法の比較

	EUの統合アプローチ (15年5月に欧州議会で採択された規則案の内容含む)	米国ドッド・フランク法 1502条
対象製品	3TGの鉱石、精鉱、未加工金属など	3TGを含む製品
対象者	対象製品のEUの輸入業者(製錬業者等含む)、EU域内のサプライチェーンの川下企業	3TG(錫、タンタル、タングステン、金)を使用する米国上場の製造業者等
対象地域	具体的国名を提示せず。武力紛争状態にある地域などと定義	コンゴ民主共和国(DRC)および隣接国
対象者の義務	デュー・デリジェンス、第3者監査、情報開示(輸入業者) デュー・デリジェンスに関する情報提供(川下企業)	米証券取引委員会(SEC)に対する報告と情報公開、合理的な原産国調査、DRC及び隣接国産の場合のデュー・デリジェンス
その他	OECD DDを遵守する企業を認証。EU公共調達ではそれらの企業から調達。	スクラップ及びリサイクル材は対象外

第二部 2015年度紛争鉱物調査の留意点

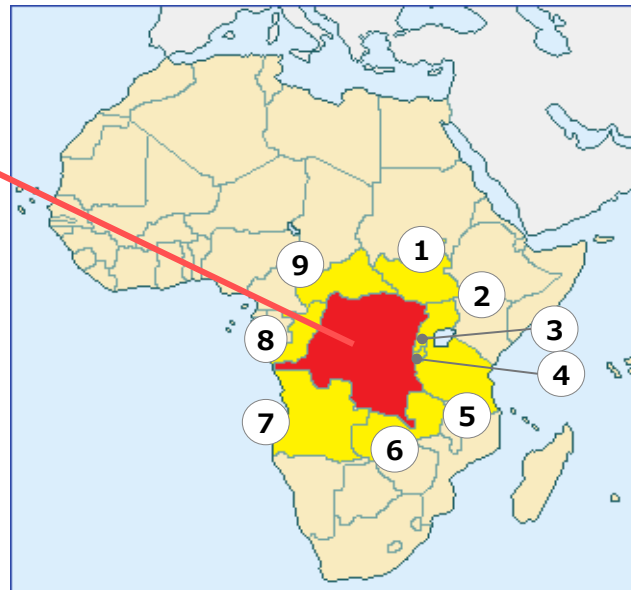
- 1. 紛争鉱物調査の背景と様式**
- 2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明**
- 3. 製錬所情報の名寄せについて**
- 4. CFSI帳票(CMRT) Rev4.00の不具合に関して**

1. 紛争鉱物調査の背景と様式

- 近年、コンゴ民主共和国（DRC）及び周辺9ヶ国で採掘される鉱物資源が、人権侵害、環境破壊等を引き起こしている武装勢力の資金源となっていることが懸念されています。
- これを受けて、米国金融規制改革法(2010年7月) に、以下の条項が設けられました。
 - ① 「タンタル、錫、タングステン、金（略称：3TG）」を紛争鉱物（コンフリクト・ミネラル）と定義
 - ② 自社製品に使用される紛争鉱物が、これらの地域の武装勢力の資金源となっているかどうかを把握し、年次で開示することを義務付け
- サプライチェーンを遡る調査により製錬業者を特定し、その製錬所がこれらの地域における武装勢力の資金源となる鉱物を調達していないか確認するプログラムです。

コンゴ民主共和国

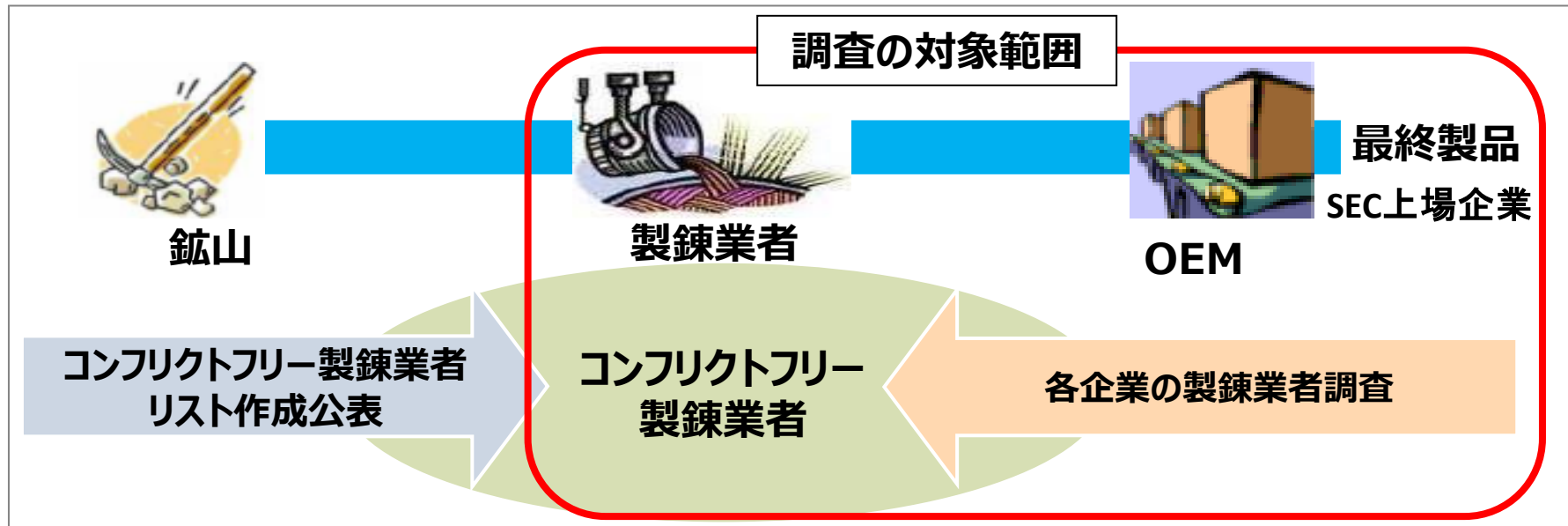
- ① 南スーダン共和国
- ② ウガンダ共和国
- ③ ルワンダ共和国
- ④ ブルンジ共和国
- ⑤ タンザニア共和国
- ⑥ ザンビア共和国
- ⑦ アンゴラ共和国
- ⑧ コンゴ共和国
- ⑨ 中央アフリカ共和国



1. 紛争鉱物調査の背景と様式

■ CFSI (Conflict Free Sourcing Initiative)のCFSプログラム
DRC及びその周辺国の武装勢力に関与していない製錬業者の認定プログラムであるCFSプログラムを展開。

1. SEC上場企業は最終製品ができるまでのサプライチェーンを調査し、そのなかで製錬業者を特定し、DDを実施 ⇒調査の共通ツールとして**CFSI帳票 (CMRT)**を使用
2. 第三者監査法人等はCFS監査プログラムに従い、対象製錬所が武装勢力の資金源となっていないか監査を行い、合格した場合は**コンフリクトフリー製錬所**として公表する。



※注：EICC(Electronics Industry Citizenship Coalition)及び GeSI(Global e-Sustainability Initiative)
情報/コミュニケーションテクノロジー業界のメンバーからなる組織で社会/環境責任の促進へ世界的な取組みを推進

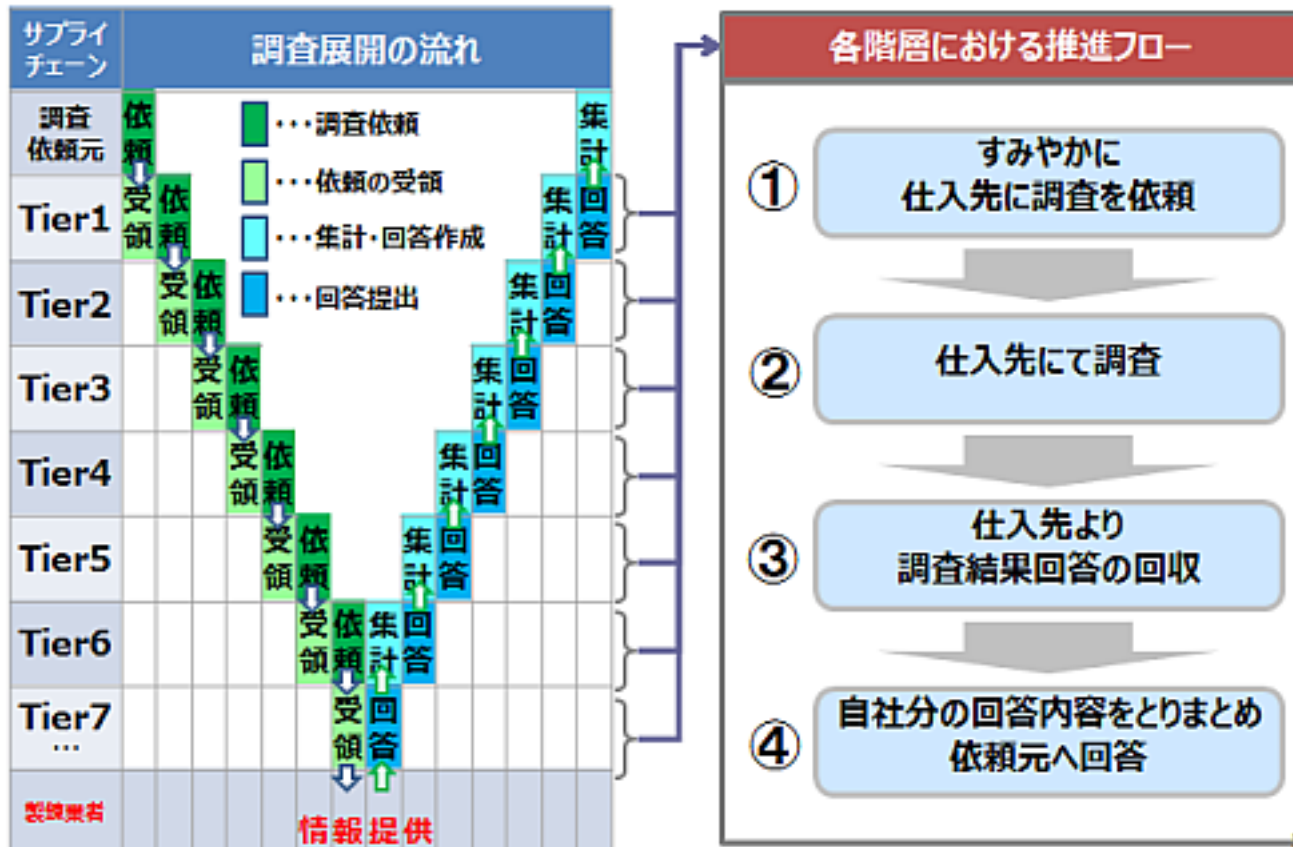
1. 紛争鉱物調査の背景と様式

2015年度紛争鉱物調査の様式

CFSI帳票(CMRT) Rev4.00

* 調査対象年度内で帳票の変更が行われた場合は、依頼元の指示に従ってください。

調査依頼の際はCMRTによる調査が確実に製錬・精製所まで展開されるように要請をお願いします。



2. CFSI帳票 (CMRT) の各設問の説明

CFSI帳票 (Conflict Minerals Reporting Template (CMRT))

<http://www.conflictreesourcing.org/conflict-minerals-reporting-template/>



Download the Templates

For 2014 data / 2015 SEC filings: [CMRT 3.02](#) (November 7, 2014)

For 2015 data: [CMRT 4.0](#) (April 30, 2015)



Revision / Instruction / Definition / Declaration / Smelter List / Checker / Product List / Smelter Reference List

シートの構成	主な内容
Revision	CMRTの変更履歴記入シート
Instruction	設問に記入する際の注意点解説シート
Definition	紛争鉱物調査に関する用語の定義／解説シート
Declaration	御社における調査結果申告シート(企業情報、紛争金属調査結果、当該規制の取り組み状況)
Smelter List	3TG有りの場合の製錬・精製所情報記入様式のシート
Checker	CMRT必須入力の未記入簡易チェックツール掲載シート
Product List	「申告範囲」製品レベルにおける部品番号など記入シート
Smelter Reference List	Smelter Listのドロップダウン登録情報シート

Declarationシートは必ず記入してください

Smelter LIST及びProduct ListはDeclarationシートの申告内容により記入が必要です。

2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明

Declarationシート of 会社情報のに関する記載

設問内容	回答のポイント
会社名(*)	御社の正式会社名を記入してください。
申告範囲又はクラス(*)	御社の回答の調査範囲について、下記A~Cのドロップダウンリストから選択してください。 A. Company B. Product(or List of Products) C. User defined[specify in 'Description of scope'] "B"を選択した場合はProduct Listシートに記載する必要があります。 "C"を選択した場合は申告範囲の説明の欄に御社で定義した範囲を記入する必要があります。
申告範囲の説明	申告範囲"C"を選択した場合は御社で定義した範囲を必ず記入してください。
会社固有の識別番号	依頼元が指定した番号を記入してください(仕入先固有番号、、御社のDNSナンバー等など)
会社固有の識別番号の発行元	依頼元の会社名、DNSナンバー等、識別番号の発行元情報を記入してください。
住所	御社の本社所在地住所を正確に記入してください。
連絡先担当者名(*)	当該調査における御社の窓口担当者名を記入してください。
連絡先担当者の電子メール(*)	上記担当者の電子メールアドレスを記入してください。
連絡先担当者の電話番号(*)	上記担当者の電話番号を記入してください。
回答責任者名(*)	当該調査における責任者名を記入してください。
回答責任者の役職	当該調査における責任者の役職を記入してください。
回答責任者の電子メール(*)	上記責任者の電子メールアドレスを記入してください。
回答責任者の電話番号(*)	上記責任者の電話番号を記入してください。
記入日(*)	当該CMRTを記入した年月日を記入してください。

(*)の表記がある設問はもれなく記入してください

2. CFSI帳票(CMRT)の各設問の説明

Declarationシートの 調査結果に関する設問

No.	設問内容	回答のポイント
1)	3TGは御社の製品に意図的に付加されていますか？(*)	御社の仕入先からの回答結果に基づき以下の選択をしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・3TGが製品に機能上必要で、意図的に付加した場合は”YES” ・意図的に付加していない場合は”NO”
2)	3TGは御社の製品の生産に必要であり、御社が製造又は製造委託している完成品に含まれていますか？(*)	御社の仕入先からの回答結果に基づき以下の選択をしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・3TGが製造上、触媒などで必要であり製品にそれが残存する場合”YES” ・使用していないもしくは残存していない場合は”NO”
3)	御社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、対象国を3TGの原産地としていますか？(*)	御社の仕入先からの回答結果に基づき以下の選択をしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・申告した製錬・精製所がコンゴ又は隣接国産であることが判明した場合は”YES” ・明らかに対象国産で無いことが確認できた場合は”NO” ・何れか判定できなかった場合は”UNKNOWN” <p style="text-align: right;">*注1</p>
4)	3TG(御社の製品の機能性又は生産に必要なもの)は全て、再生利用品又はスクラップ起源から調達していますか？(*)	御社の仕入先からの回答結果に基づき以下の選択をしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・100%リサイクル材又はスクラップを由来の場合は”YES” ・一部でもこれに該当しない場合は”NO” ・どちらか判明しない場合は”UNKNOWN”
5)	御社は全サプライヤーから、各3TGに関するデータ/情報を受け取っていますか？(*)	御社の調査依頼に対するCMRTの回収状況に基づき以下の選択をしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・回収状況をドロップダウンリストから選択してください。(100%、75%以上、50%以上、25%以上、25%未満、ゼロ)
6)	御社のサプライチェーンに3TGを供給する製錬業者を全て特定しましたか？(*)	御社がCMRTを100%回収し、尚且つ回収した帳票全てで6)の回答が”YES”の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・この回答は”YES”を選択してください。 ・1社でも特定できないと回答があった場合は”NO”を選択します。
7)	御社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか？(*)	御社が申告する製錬・精製所リストの申告状況について回答してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・御社が収集した製錬・精製所を全て申告した場合”YES” ・作為的に申告から取り除いた場合は”NO”を選択します。 <p style="color: red;">尚、名寄せの結果、重複データや無効なデータを取り除いた場合は作為的な削除には該当しません。</p>

*注1

3)を“YES”と回答した場合は“YES”と申告した根拠となる製錬・精製所情報と原産国情報をこの設問の備考か、もしくはSmelter Listの鉱山情報欄に記入してください。

2. CFSI帳票 (CMRT) の各設問の説明


Declarationシートの コンプライアンス・統制関連に関する設問

	設問内容	回答のポイント
A	紛争鉱物調達への取組み方針を定めていますか？	御社（会社レベル）の状況についてお答えください。
B	その方針は御社のホームページで閲覧できますか？ （回答がYESの場合、その方針が掲載されているURLをコメント欄に記入する）	御社のホームページで紛争鉱物の方針が閲覧できるかお答えください。
C	一次サプライヤーに対してDRCコンフリクトフリーであることを要求していますか？	御社の仕入先にコンフリクトフリーの製品・部品とするようにを要求状況をお答えください。
D	御社は直接サプライヤーに対し、独立民間監査会社の監査プログラムによりデューデリジェンス業務が認証された製錬業者から3TGを調達することを要求していますか？	御社の直接的な仕入先にコンフリクトフリースメルターから調達することを求めているかどうかお答えください。
E	コンフリクトフリーな鉱物調達のためのデューデリジェンス対策を実施していますか？	御社はコンフリクトフリーを実現するために何らかのデューデリジェンス対策を行っているかどうかお答えください。 例えばコンフリクトフリー実現のための方針設定と展開及びその確認、リスク評価、是正等の行動をデューデリジェンスの一つとされています。
F	御社はサプライヤーから、IPC-1755紛争鉱物データ交換規格に適合する紛争鉱物デューデリジェンス情報を収集していますか？（*）	御社がCFSI帳票（CMRT）もしくはIPC-1755に準拠したツールで紛争鉱物調査を行っているかお答えください。
G	調達元の製錬業者名を明らかにするよう、サプライヤーに要請していますか？	御社が要請しているかどうかお答えください。
H	サプライヤーからのデューデリジェンス情報を、御社の期待を基に検証していますか？	仕入先が紛争鉱物調査に際して実施しているデューデリジェンスに対して、御社は御社の期待値に対してどのレベルであるかどうか確認しているかどうかお答えください。 例えば・第三者監査を実施している。 ・回収したCMRTの内容確認を行っている。 ・内部監査を実施しているとか
I	御社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか？	御社がこの調査において発見した不具合、不適切な内容を是正するためのプロセスを有しているかどうかお答えください。
J	御社は米国証券取引委員会の紛争鉱物開示規則の対象になっていますか？	御社の状況をお答えください。

2. CFSI帳票 (CMRT) の各設問の説明

Smelter Listシートのシート 記入項目

開始するには
 ステップ1. B列で金属を選択
 ステップ2. C列のドロップダウンメニューで精錬業者名を選択
 (間違った組み合わせの場合は赤色表示)
 ステップ3. ドロップダウンメニューで「精錬業者が表に含まれていない (Smelter Not Listed)」を選択した場合は、D列とE列に記入
 ステップ4. H列～P列に入手可能な全ての精錬業者情報を記入



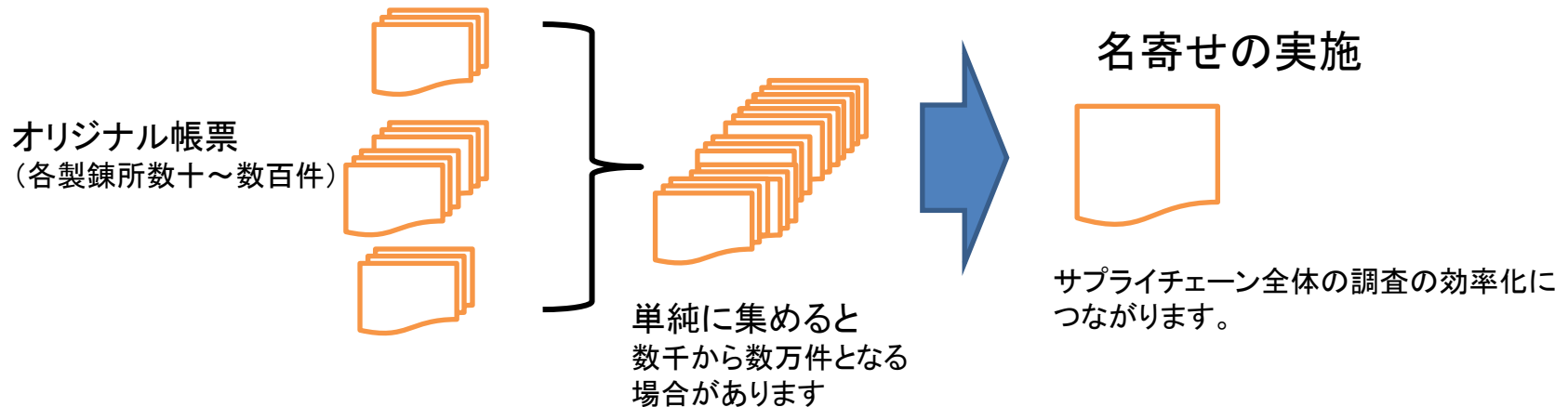
© 2015 Conflict-Free Sourcing Initiative. All rights reserved.

金属 (*)	製錬業者参照表 (*)	製錬業者名 (*)	製錬業者所在地: 国 (*)	製錬業者識別番号	製錬業者識別番号の発行元
①	②	③	④		

①	金属 (*)	御社の仕入先からの回答結果に基づき、以下より選択して下さい。 ■Tantalum(タンタル)、■Tin(スズ)、■Tungsten(タングステン)、■Gold(金)
②	製錬業者参照表 (*)	御社の仕入先からの回答結果に基づき、“ドロップダウンリスト”から該当製錬所を選択してください。 ドロップダウンリストで製錬所を選択しますと、製錬所識別番号 (CID)、発行元、及び製錬所の所在地情報が自動で作成されます。 ドロップダウンリストに対象製錬所が無い場合は、“Smelter Not Listed”を選択してください。 Smelter Not Listedの場合は、製錬業者名 (*) や製錬業者所在地: 国 (*) の入力を必ず行ってください。
③	製錬業者名 (*)	* これらのリストに記載する場合は、必ず半角英数字にてお願いします。
④	製錬業者所在地: 国 (*)	

仕入先複数社の提出データにより重複した製錬業者名については、御社にて統合 (名寄せ) して記載くださいますよう、お願いします。

3. 製錬所情報の名寄せについて



重複製錬所の削除、明らかな誤データの
取り除きを可能な限り実施して頂けるようお願いいたします。

3. 製錬所情報の名寄せについて

2015年度版 集計ツールのSmelter List自動名寄せ機能について

2015年度版の集計ツールでは、一定ルールに従った重複削除機能があります。

B列	C列	D列	E列	F列	G列	H	I列	J列	K列	L	M	N列	O列	P	Q
金属(*)	製錬業者参照表(*)	製錬業者名(*)	製錬所所在地国(*)	製錬業者識別番号	製錬業者識別番号の発行元	製錬所	製錬所所在地:市	製錬所所在地:州/県	製錬業者連絡先担当者名	製錬業者	今後の対応	鉱山名	鉱山所在国	製錬業者	備考
① Gold	ABC.Co.,Ltd	ABC.Co.,Ltd	JAPAN	CID123456	CFSI										
Gold	ABC.Co.,Ltd	ABC.Co.,Ltd	JAPAN	CID123456	CFSI										
Gold	ABC.Co.,Ltd	ABC.Co.,Ltd	JAPAN	CID123456	CFSI								DRC		
Tin	Smelter not Listed	DEFG.Corp	JAPAN			12	urawa	saitama	tanaka						
Tin	Smelter not Listed	DEFG.Corp	JAPAN			13	yokohama	kanagawa	suzuki						
Tin	Smelter not Listed	DEFG.Corp	JAPAN			13	yokohama	kanagawa	suzuki						

①製錬業者参照表に存在する製錬所の場合

B列からG列及びO列の情報が完全一致した場合は、重複として取り除かれます

②Smelter Not Listedの場合

B列からQ列の情報が完全一致した場合は、重複として取り除かれます

★回収した帳票の数が多い場合は、集計ツールの使用で、製錬所情報の重複を効率良く取り除くことができます。

3. 製錬所情報の名寄せについて

REV3.01のデータをREV4.00に単純にコピー & ペーストすると
申告する“Smelter List”に誤情報を入れ込んでしまう危険があります。

* 2

Rev3.01⇒Rev4.00における製錬・精製所(SOR)の変化

	Rev3.01 のSSN数	Rev4.00 で削除された SSN数	* 3 Rev4.0の Smelter Reference List数	Rev4.00 のSSN数	Rev4.00 で追加された SSN数	同一CIDでもRev4.00と Rev3.01でSOR名が 一致しないもの
Gold	105	1	213	124	20	36
Tantalum	31	5	60	47	21	10
Tin	50	1	157	83	34	19
Tungsten	31	2	58	43	14	9
合計	217	9	488	297	89	74

Rev3.01 2014年5月30日リリース
Rev4.00 2015年4月30日リリース

* 1

Rev4ではSSNに存在
しないSORが紛れ込む

Rev3ではSmelter not Listed
であったがRev4ではSSNに存在
するケースがでてくる

Smelters Reference Listと完全一致しないため、
Smelter not Listedにしてしまうか、もしくはCIDに存
在しない企業名に対してCIDを付与してしまう。

- * 1 SSN: Standard Smelter Names
- * 2 SOR: Smelters or Refiners
- * 3 Smelters Reference Listとは
⇒SORのドロップダウン対象リスト

3. 製錬所情報の名寄せについて

Smelter Listで良くある間違い事例の紹介

集計ツールで自動重複削除を行った後のデータで下記のような内容は出来る限り精査して、正しい情報の伝達に留意して頂けるようお願いいたします。

		B列	C列	D列	E列	F列	G列
		金属(*)	製錬業者参照表(*)	製錬業者名(*)	製錬所所在国(*)	製錬業者識別番号	製錬業者識別番号の発行元
①	正	Gold	ABC.Co.,Ltd	ABC.Co.,Ltd.	JAPAN	CID123456	CFSI
	誤	Gold	ABC.Cop	ABC.Cop	JAPAN	1JPN001	CFSI
②		Tin	PT Koba Tin	PT Koba Tin	INDONESIA	2IND036	
③		Tin	Smelter not Listed	PT Koba Tin	INDONESIA		
④		Gold	Smelter not Listed	PT Koba Tin	INDONESIA		
⑤	正	Gold	¿cómo está s?.Co.,Ltd	¿cómo está s?.Co.,Ltd	CHILE	CID654321	CFSI
	誤	Gold	Smelter not Listed	como estas?.Co.,Ltd	CHILE		
⑥		Tin	Smelter not Listed	S Metal Industry Co., Ltd.	JAPAN		
⑦		Gold	Smelter not Listed	LBMA	UK		

製錬所名が参照表の会社と異なる場合は自動でCIDが出ないため旧IDがコピペされてしまう

REV2⇒REV3で PT Koba Tinは参照表から取り除かれた(理由: 操業していない)

製錬業者参照表から消えたため Smelter Not Listedとして申告

操業休止前は錫の製錬所であったが金属を選択する際に誤選択したと思われる

英語以外の言語の場合、文字キャラクターが表示されずSmelter Not Listedと誤認

ハンダメーカーであり、錫の製錬や精製所ではない

LBMAはロンドン貴金属市場協会
その他、上海黄金交易所など売買取引所の申告がある

3. 製錬所情報の名寄せについて

ドロップダウンリストにない会社名を“製錬業者参照表(*)”のセルに貼り付けた場合

	金属 (*)	製錬業者参照表(*)	製錬業者名 (*)	製錬業者所在地：国(*)	製錬業者識別番号	製錬業者識別番号の発行元
間違い⇒	Tantalum	H.C. Starck Group	H.C. Starck Group	GERMANY	CID000654	CFSI
正しい	Tantalum	H.C. Starck Co., Ltd.		THAILAND	CID002544	CFSI
	Tantalum	H.C. Starck GmbH Goslar		GERMANY	CID002545	CFSI
	Tantalum	H.C. Starck GmbH Laufenburg	H.C. Starck GmbH Laufenburg	GERMANY	CID002546	CFSI
	Tantalum	H.C. Starck Hermsdorf GmbH	H.C. Starck Hermsdorf GmbH	GERMANY	CID002547	CFSI
	Tantalum	H.C. Starck Ltd.	H.C. Starck Ltd.	JAPAN	CID002549	CFSI
	Tantalum	H.C. Starck Smelting GmbH & Co	H.C. Starck Smelting GmbH & Co.	GERMANY	CID002550	CFSI

Rev3ではSmelter not ListedであったためRev4でもコピーした場合

	金属 (*)	製錬業者参照表(*)	製錬業者名 (*)	製錬業者所在地：国(*)	製錬業者識別番号	製錬業者識別番号の発行元
間違い⇒	Tin	Smelter not listed	PT Bangka Kudai Tin	INDONESIA		
正しい⇒	Tin	PT Bangka Kudai Tin		INDONESIA	CID001409	CFSI

4. CFSI帳票 (CMRT) Rev4.00の不具合に関して

Rev4.00において3つの不具合が確認されています。
正しく入力されているか確認後、この不具合であると特定できた場合は
このエラーは無視して構いません。

(1) Declarationで、セルI3に「1つ以上の必須欄に記入する必要があります」という表示が必須欄を全て入力しても表示される。



必須記入欄を漏れなく記入してもこの表示が消えません。
必須記入欄の漏れの有無は“Checker”シートで確認してください。

(2) Smelter listで、TungstenのSmelter not listedを選択すると赤表示になる。

金属 (*)	製錬業者参照表(*)
Tungsten	Smelter not listed
Tin	Smelter not listed
Tantalum	Smelter not listed
Gold	Smelter not listed

TungstenのみSmelter not Listedを選択すると金属の表示部が赤くなる

4. CFSI帳票 (CMRT) Rev4.00の不具合に関して

(3) Checkerの63-65行のセル (Tin, Gold, Tungstenのチェッカー) が正常に機能しない。

Smelter LISTで
タンタルを選択していない場合

金属 (*)

製錬業者参照表(*)

Tin	Alent plc
Tungsten	A.L.M.T. TUNGSTEN Corp.
Gold	Accurate Refining Group



62	Smelter List - Tantalum
63	Smelter List - Tin
64	Smelter List - Gold
65	Smelter List - Tungsten

Smelter LISTで
タンタルも選択した場合

金属 (*)

製錬業者参照表(*)

Tin	Alent plc
Tungsten	A.L.M.T. TUNGSTEN Corp.
Gold	Accurate Refining Group
Tantalum	Changsha South Tantalum Niobium Co., Ltd.



62	Smelter List - Tantalum
63	Smelter List - Tin
64	Smelter List - Gold
65	Smelter List - Tungsten

3金属は選択されているにもか
かわらずCheckerが全て赤となってしまう

タンタルを選択するとCheckerは全て緑となる

質疑応答